

年金生活者支援給付金について／伊禮敬子

■3番 伊禮敬子議員 質疑に入る前に、今回の新年度予算においては、村長はじめ職員の皆さんが、住民サービスを最優先に身を切る予算編成に臨まれたことに、敬意を払いたいと思います。この厳しい状況の中で共に頑張りたいと思いますので、よろしくをお願いします。

それでは質疑に入ります。はじめに『年金生活者支援給付金について』伺います。2019年の消費税の引き上げの際に、引き上げ分を財源としてスタートした制度ですけれども、この制度を年金受給者のほとんどの方が知らないようです。今国会の予算審議の中で問題提起されていましてので取り上げました。具体的な制度内容について伺いたいです。よろしくをお願いします。

■議長（金城信光） 答弁、福祉保健課長。

■新垣晃弘福祉保健課長 伊禮議員の質問にお答えします。質問のあった年金生活者支援給付金の制度につきまして、質問にありますとおり消費税率引き上げの分を活用し、公的年金等の収入金額やその他の所得が一定基準の方に生活の支援を図ることを目的として、年金に上乗せして支給するものであります。この支援給付金は年金と同じ時期に、年金とはまた別で口座に振り込まれるということになっています。

例として、老齢年金を受け取っている方の要件についてお話いたします。「老齢年金生活者支援給付金」の要件は、一つに65歳以上の老齢基

礎年金受給者である。二つ目に、同一世帯の全員が市町村民税非課税である。三つ目に、前年の公的年金等の収入金額とその他の所得との合計金額が、昭和31年4月1日以前生まれの方が906,700円以下、昭和31年4月2日以降生まれの方で909,000円以下である方に支給されます。基本給付額は月額5,450円を基準に、保険料の納付期間等に応じて算出されます。

また、この給付金の受け取りに関しましては、請求書の提出が必要となりますので、日本年金機構より手続きの案内が届いている方や、新たに対象となる方には随時案内が届くことになっています。

■議長（金城信光） 伊禮議員。

■3番 伊禮敬子議員 課長、ありがとうございます。今伺った制度の内容は、おおよそ理解できました。また後で、書面で資料をいただければと思います。よろしく願いします。それでは、今の村の現状、例えば年金、伊平屋村は特に高齢者の年金額は平均して低めかなと思われるので、該当者はけっこういらっしゃると思うんですね。その該当者に向けて、年金機構と国から何か情報提供とかはないんでしょうか。

■議長（金城信光） 答弁、福祉保健課長。

■新垣晃弘福祉保健課長 伊禮議員の質問にお答えします。給付の対象者等需給状況に関しましては、日本年金機構が行っていますので、担当課においてはデータを持ち合わせておりませんが、周知・広報はぜひ行っていきたいと思っています。

■議長（金城信光） 伊禮議員。

■3番 伊禮敬子議員 国としても広報等の具体策に関して、これから検討に入るようですけれども、それを待っていてはとても遅すぎると思うんですね。物価高騰ですごく悩んでいる年金生活者の方がたくさんいらっしゃると思いますので、一日も早く周知していただくことが先決だと思います。

確かに直接管轄は役場ではないかもしれませんが、例えば該当されるという方に関して、税担当者は非課税世帯とか所得状況とかある程度把握されていると思います。ぜひこういった方々に周知してほしい。例えば住民健診等で、健診率はすごく高いと思うんですけど、そういった健診の時を活用して周知ができればと思います。該当されそうな方は、職員の皆さんもだいたい把握されているのではないかと思うので、声掛けと書面、両方でできないかどうか伺います。

■議長（金城信光） 福祉保健課長。

■新垣晃弘福祉保健課長 伊禮議員にお答えします。周知・広報につきましては、伊禮議員がおっしゃったように、住民が集まるような場所では広報できますが、勘違いをされないように、「誰でももらえるんじゃないか」と思われぬような周知の仕方とかも検討していきたいと思えます。

■議長（金城信光） 伊禮議員。

■3番 伊禮敬子議員 直接管轄ではないかもしれないんですけれども、

やはり住民サービスの観点から、ぜひご協力をお願いしたいと思います。

物価高騰で、本当にまた原油高騰が叫ばれている中で、これからますます物価高騰は考えられますので、どうかご協力をよろしくお願いします。